

（報酬の返還）

採用人材が入社した後3ヶ月を経過しない間に採用人材の求めにより労働契約等が終了した場合、または同期間内に規定の事由により労働契約等が終了した場合、甲は乙に対し、報酬の半額に相当する金額を返還する。